

徳島県公安委員会規則第14号

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 9 月24日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和 2 年徳島県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号）の部の次に次のように加える。

遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第 6 号）	第26条	施設占有者による提出書の提出
	第28条第 2 項及び第 3 項（第 1 号イ及び第 2 号イを除く。）	指定を受けようとする施設占有者による申請書及び添付書類の提出
	第31条第 1 項	保管物件届出書の提出
	第32条	物件売却届出書の提出
	第33条第 1 項	物件処分届出書の提出
	第41条	電磁的記録媒体提出票の提出

附 則

この規則は，令和 6 年10月21日から施行する。